

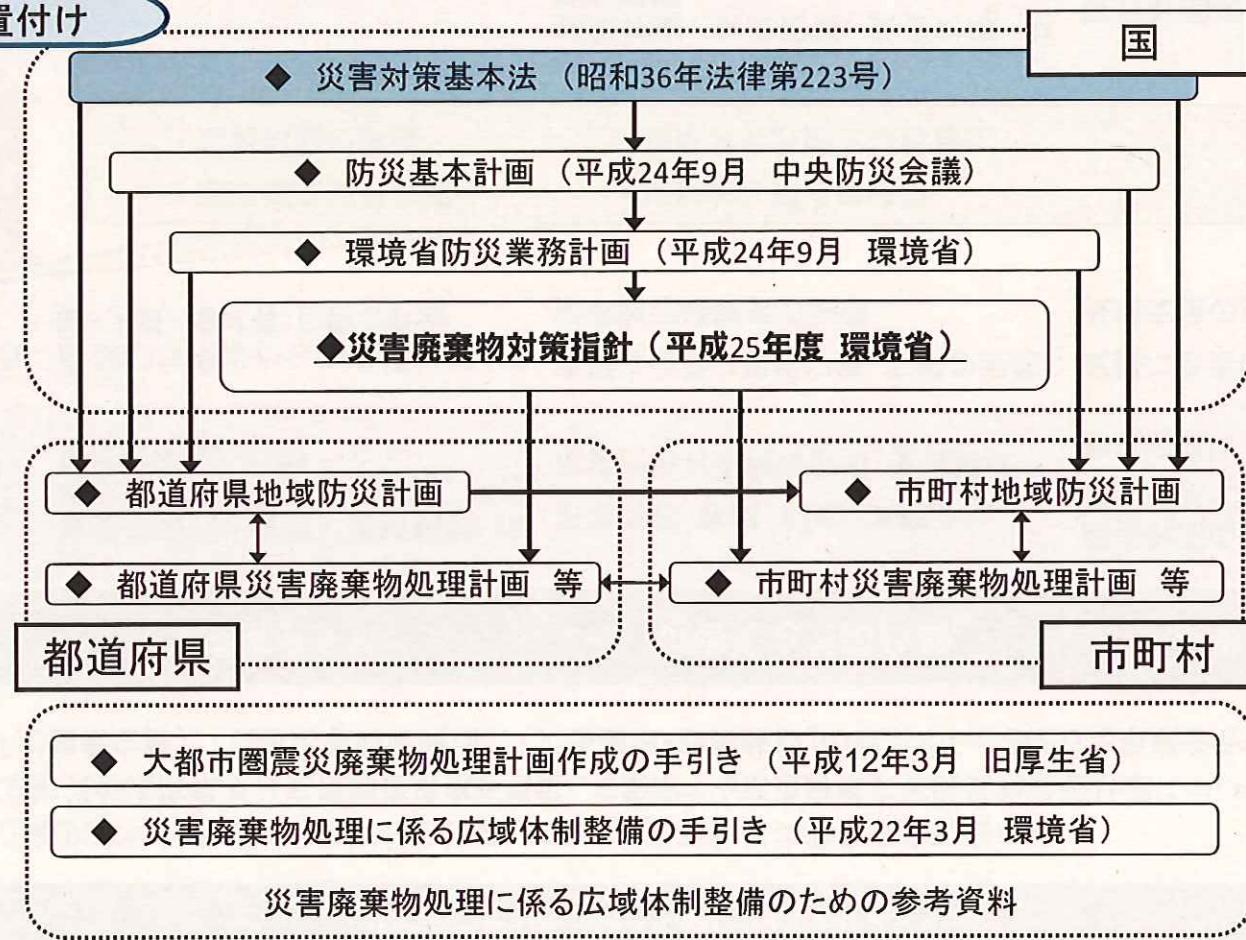
災害廃棄物対策指針の概要

資料5

1. 背景と目的

- 阪神淡路大震災の被害を基に震災廃棄物対策指針(H10.10)を策定し、自治体による震災廃棄物処理計画の策定を支援してきた。
- 東日本大震災では津波の発生等さらに大きな被害が発生し、計画を策定していた地方公共団体においても、災害廃棄物の処理に大変苦慮した。
- 東日本大震災により発生した災害廃棄物を処理するに当たっての課題を整理し、地方公共団体等の意見を踏まえた検討を行い、同指針の改訂を行う(平成24～25年度)。
- 災害廃棄物の処理の技術的な情報を盛り込んだ実用的なものとし、地方公共団体を支援する。

2. 指針の位置付け



- 平成25年度には震災廃棄物対策指針(H10.10)、水害廃棄物対策指針(H17.6)を統合し、災害廃棄物対策指針として改訂を行う予定。

災害廃棄物対策指針の内容

本指針では、①被災市町村及び支援市町村を想定して策定する市町村災害廃棄物処理計画、
 ②被災都道府県及び支援都道府県を想定して策定する都道府県災害廃棄物処理計画について、「災害発生前」、「災害応急対応時期」、「災害復旧・復興時期」の観点から必要となる事項を示す。

災害廃棄物処理計画 (被災・支援を考慮)		災害発生前	災害応急対応時期	災害復旧・復興時期
都道府県の計画	被災した立場	被災市町村と連携し連絡調整・情報収集・共同行動・支援要請、代行措置等を含む計画	応急対応(体制、財政、実施等) 被災市町村の情報収集・支援要請	実行計画の検討支援、被災市町村の情報収集・支援要請 都道府県による復旧・復興等
	支援する立場	広域的な視点からの支援対策(組織・人員・機材等)を含む計画	支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討
<ul style="list-style-type: none"> ・想定被災規模の統一 ・連絡体制の調整 ・広域的な視点の検討 ・市町村の計画との整合性 				
市町村の計画	被災した立場	処理最前線として具体性のある計画	初動体制、状況把握、災害対応、財政管理等 都道府県及び隣接する市町村、他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等	実行計画の検討、復旧・復興計画と合わせた処理・リサイクル 他地方公共団体・民間事業者団体への支援要請等
	支援する立場	支援対策(組織・人員・機材等)に関する計画	支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣	支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討

※災害発生前：地震発生までの期間

災害応急対応時期：人命救助から生活再開までの期間

災害復旧・復興時期：災害廃棄物の処理が終了するまでの期間